

審 議 経 過

開 会	(第97回 建築審査会の開催を宣言) (まちづくり指導室長あいさつ)
事務局	(本日の審査会は、4名の委員の出席があり、会議は成立することを報告。)
事務局	本日の審査会は、議案第1号、及び第2号といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が2件、報告といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が2件を予定しております。
事務局	会長、審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、議案第1号、及び第2号の説明をお願いします。 議案第1号と第2号は隣接地であるので併せて説明をお願いします。
事務局	(議案第1号、第2号について、説明をする。)
議 長	議案第1号、第2号の説明について、ご質問はありますか？
委 員	長屋の戸数制限は開発指導要綱によるとなっていますが、要綱上の戸数制限は何戸までですか？
事務局	要綱上は1戸当たり敷地面積が60㎡必要ですので、議案第1号については上限が3戸、議案第2号については4戸が上限となっています。今回の計画では議案第1号、議案第2号ともそれぞれの上限戸数内での計画となっています。
委 員	法42条1項1号道路へ通じる道はポールがあるので袋路ではないのですか？袋路状だとすると長屋新築だと延長距離制限35mを超えるのではないのですか？
事務局	自動車は通行不可ですが、人や自転車などは通行できる状態であるので袋路には当たりません。
委 員	今回の計画の工事種別が建替えでなく新築となっているのはなぜですか？
事務局	長屋から長屋であれば建替えですが、戸建てから長屋の計画で種別が異なるので新築扱いとなります。

議 長 他にご質問はありませんか？

委 員 (委員より特に質問なし)

議 長 それでは、議案第 1 号、及び第2号について、審査会として同意してよろしいか？

委 員 「異議なし」

議 長 それでは、報告第10号と報告第11号の説明をお願いします。

事務局 (報告第10号から第11号について、説明をする。)

議 長 報告第10号から第11号の説明について、ご質問はありませんか？

委 員 報告第10号は条件で後退プレートを設置することとなっていますが、後退しないときのプレートはどこに設置するのですか？

事務局 後退の必要はありませんが、敷地と道空地との境界に設置していただきます。

議 長 他にご質問はありませんか？

委 員 (委員より特に質問なし)

議 長 特に無いようですので、報告第10号から第11号について、審査会として了承してよろしいか。

委 員 「了承」

議 長 その他について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 次回の審査会の日程について、12月は付議案件ありませんので、不開催になります。後日、正式文書を発送させていただきます。今後の定例会の日程も調整していきますのでよろしくお願い致します。

議 長 以上で本日の審査会は終わります。

閉会 午後 5時00分